

電気通信大学における産学連携成果物に係る大学名称等表示に関するガイドライン

1. 本ガイドラインの目的

電気通信大学における研究成果の社会実装を推進するにあたり、本学と民間機関等との間の共同研究等の成果として生まれた製品等に「電気通信大学」等の名称等を表示する場合、事実のみが正確に表示されることはもちろん、消費者等に誇大又は誤ったメッセージが伝わらないように留意する必要があります。

本ガイドラインは、「電気通信大学」が有する立場や社会的影響力を十分に認識したうえで、本学職員等と民間機関等とが最低限守るべきルールを示し、学内外に広く周知し、注意喚起を促すために定めるものです。

2. 本ガイドラインの対象

本学と民間機関等との共同研究や知的財産の移転等、産学連携活動の成果に係る製品又はサービス（以下「産学連携製品」という。）について、当該製品等の本体、容器、外装、包装、取扱説明書、製品カタログ等（電子媒体、音声、映像等を含む。）又はウェブページ等において、本学の名称等又は本学を想起させる名称、記号等を用いて本学との関係性を示す表示（以下「産学連携表示」という。）を対象とします。

3. 大学名称表示の基本方針

産学連携表示は、原則として以下①～⑦の全てを満たすことが必要です。

- ① 当該民間機関等と本学との間において、信頼関係が適切に維持されていること。
- ② 産学連携製品であっても、当該製品は当該民間機関等の責任において製造、販売又は提供されるものであり、本学は当該製品について一切の責任を負わないこと。
- ③ 産学連携表示は、当該製品に係る過去の産学連携活動の事実に基づく表現に限ること。
- ④ 製品が必要な許認可等を受け、かつ法令等に違反するものでないこと。
- ⑤ 産学連携表示以外の表示に、社会的に不適切な内容が含まれていないこと。
- ⑥ 産学連携表示以外の表示との関係において、誤解を生じさせるおそれのある表示となっていないこと。
- ⑦ 本学が当該製品等の品質、性能又は効能を保証しているとの誤認を生じさせないこと。

4. 産学連携表示の事例

(1) 問題ない表示

- ① 「電気通信大学と特許共同出願中」「特許出願〇〇号出願人国立大学法人電気通信大学」等の特許出願又は登録に関する事実表示
- ② 「電気通信大学との共同研究の成果」「電気通信大学〇〇教授との共同研究」「電

気通信大学〇〇研究室との共同研究」等の共同研究契約等に基づく研究成果の事実表示

- ③ カタログ等の技術説明欄等において、公開された文献等から著作者の了解を得た上で、本学の実験データ等を引用して掲載する場合（引用に当たっては、当該データが得られた実験条件等を過不足なく正確に記載すること。）
- ④ 「電気通信大学発ベンチャー企業」等の企業表示

（２） 問題があり、行ってはならない表示

- ① 「電気通信大学推薦・推奨製品」「電気通信大学の〇〇教授推薦・推奨製品」等、本学が推薦又は推奨していると誤認させる表示
- ② 製品本体やカタログの効能書き等において、本学の実験データを引用し、当該製品の効能を保証していると誤認させる表示（当該製品そのものの効能等について、本学が保証又はコミットする立場にはないため。）
- ③ 製品表示全体の中で、当該民間機関等の表示と比べて、産学連携表示の大きさや表現が過大となる表示
- ④ 「電気通信大学との共同開発製品」等、開発にまで踏み込んだ表現の表示
（技術開発の大部分に本学が関与した場合であっても、「開発」という用語には企画、研究、設計、技術開発、製品開発、製造、品質管理等の全過程を含む意味合いがあり、製造物責任等に関する誤解を生じさせるおそれがあるため。）
- ⑤ 製品本体、取扱説明書又はカタログ等媒体に、大学名称等と併せて非公開の実験データ等を掲載する表示
（ただし、当該試験の実施者の事前の了解を得た場合を除く。）
- ⑥ 技術説明のための引用文献の著者表示以外に、本学職員の氏名等を記載する表示

５． 産学連携表示の商標登録・意匠登録

産学連携表示を商標登録又は意匠登録する場合は、産学官連携センター知的財産部門を通じて、登録出願の手続を行います。

６． 表示についての可否判断

産学連携表示についての可否判断は、上記のほか、当該製品の性格、当該民間機関等との関係又は関連の社会情勢等を踏まえ、多面的に行う必要があります。

このため、当該表示を希望する民間機関等の代表者は、「国立大学法人電気通信大学における産学連携成果物の名称等使用許可に関する取扱要項」（以下「要項」という。）第5条に従い、次に掲げる書類を学長に提出してください。

- ① 申請書（添付：別記第1号様式）
- ② 同意書（添付：別記第2号様式）
- ③ 産学連携表示の表示状況が確認できる完成見本例その他参考資料

その後、学術国際部研究推進課において内容の確認及び調整を行い、学内審議を経て、学長が許可又は不許可を決定し、通知書（添付：別記第3号様式又は別記第4号様式）に

より結果を通知します。

7. 不許可で産学連携表示を使用している場合の対応

要項第12条に従い、学長は、要項第6条に規定する使用許可を受けることなく産学連携表示を使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止及び使用者の責任による当該製品等の回収その他必要な措置を求めるものとします。

8. 商品等の提携先での産学連携表示の2次使用についての対応

使用許可を受けた者は、産学連携表示製品等を販売又は提供した提携先（以下「提携先」という。）が、さらに当該製品等を販売又は提供する場合には、当該使用許可を受けた者の責任のもとに、その表示の使用を適切に管理する必要があります。

提携先において適切な表示の使用の管理が行われていない場合には、学長は、その使用の停止及び使用者の責任による当該製品等の回収その他必要な措置を求めることがあります。

9. その他の留意事項

産学連携表示の使用を希望する場合において、本学の校章又はロゴ等コミュニケーションマークを使用するときは、それぞれ「国立大学法人電気通信大学校章使用細則」及び「国立大学法人電気通信大学コミュニケーションマーク等に関する規程」の定めるところにより、所定の申請手続を、名称等使用許可申請と併せて行う必要があります。

いずれも、学内審議を経て、学長が許可します。詳しくは、各関係規程を参照ください。